

## 大和市公告第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を作成したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和4年9月15日

大和市長 大 木 哲

### 1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 追加する部分

なし

#### (2) 削除する部分

大和市福田字甲六ノ区地内

#### (3) 変更する部分

大和市つきみ野三丁目、下鶴間字甲四号、乙一号、乙四号、乙八号及び乙九号、上草柳字扇野、深見字要石及び大塚戸、福田二丁目、上和田字寺ノ上並びに福田字甲五ノ区及び甲七ノ区地内

### 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

### 4 縦覧期間

令和4年9月15日から同月29日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。